

Title	シヤウプの国民所得論における政府部門の評価
Sub Title	Dr. Shoup on the evaluation of government sector in national income
Author	大熊, 一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.6 (1951. 6) ,p.373(39)- 387(53)
JaLC DOI	10.14991/001.19510601-0039
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510601-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(註8) 拙稿「國民所得評價論に於けるヒックスとサムエルソン」(『金融經濟』近刊號)

(註4) Pigou, op. cit., p. 61.

(註5) Pigou, op. cit., p. 62.

(註6) 教授が代表人によつて意味するところを多少ともより明確に理解するために、處女作『富と厚生』(一九一二年)を讀んでみることにしよう。曰く

「われわれは何も欲望一定ということを、その集團の現實の各個人について想定しなくても、たゞ大雑把にその集團の平均人 (l'homme moyen) についてのみ想定すればよい。恰も一つの系の重心の運動を以てその系全體の運動の特性と看做し得るようになり、われわれはかゝる代表人の状況を以てその集團全體の状況の特性と看做すことが出来る。勿論われわれは、その集團を多かれ少かれ同質的なものと假定し、それが生活水準の非常に異なる極富の人々と極貧の人々との二つの階層から構成されるものは假定しない。かゝる方法は一つの近似法ではあるが、それが重大な誤謬を生ぜしめるだらうと豫期するには及ばなす。」(A. C. Pigou, *Wealth and Welfare*, 1912, pp. 41-42.)

以上をもつてピグウ教授の所得評價論についてのわれわれの断片的なノートに一應の終止符を打つ。論の運びについては前掲サムエルソンの文献に負うところの大であることを、繰返して記しておきたい。(一九五一・三・二五)

シヤウプの國民所得論における政府部門の評価

大熊 一郎

國民所得の推計上政府部門の評価をどう扱うかについては、種々議論のわかれるところである。^(註1) 本稿はそれら諸議論のなかで一方の典型とおもわれるカール・S・シヤウプの見解を紹介しようとするものである。^(註2)

(註1) 都留教授『國民所得論における「政府」の位置』(『經濟研究』創刊號、二五・一)は従來の歐米における諸見解を簡潔に整理し、併せて教授自身の批判と見解とを表明されている。この論文の反批判として林榮夫教授「財政と國民所得の理論」(二六・二)所載の論文(同書九五頁)がある。

(註2) Carl S. Shoup, *Principles of National Income Analysis*, Cambridge, Massachusetts, 1947. 特に第七章政府部門の項。邦譯は永田・高橋兩教授共譯「國民所得分析の原理」(二五・一二)。シヤウプの政府部門に對する見解については林教授前掲書に詳しい紹介がある。本稿もまた一種の紹介であるが、私なりに整理したものである。

一 國民所得の中で政府部門の占める地位を評價するには、國民所得自體の評価準則と政府部門の評価準則とが相互に矛盾しないこと、言いかえれば評價が同一準則系のなかで可能であること、がまず前提されなければならない。ところがこれら評價の場である國民經濟システムにおいて、政府部門は市場交換の作用とはまったく異質的な方則によつて活動するものとかんがえられている。そこで國民所得評價論上での政府部門のとり扱い方法には、異質的な政府

シヤウプの國民所得論における政府部門の評価

活動を國民所得という單一評價システムに組入れる、という困難がつきまとうのである。この困難を解決する方法として、國民所得評價の上では政府部門の活動を擬制的に交換のシステムに組み直し、交換經濟プロパーの評価を行う方法がいちおう合理的とかんがえられるが、しかしこのような形式的な一貫性が國民所得概念の表明せんとする意義をどこまで負擔できるかには疑問の餘地がある。シャウプの見解はこの困難を根本から解決するものではなく、妥協的な解決の一策と見られるものである。^(註1)

シャウプの見解を見るについては、まず國民所得評價についての彼の基本的な考え方を見なければならぬ。

^(註1) 異質的な經濟諸活動を單一評價システムに組入れるのであるから、妥協的な論議がとり入れられることもあるいは止むをえないのであろう。すくなくとも何らかの擬制概念が入りこむことは必然であろう。シャウプはこれを主として定義の曖昧さに歸して、次のような言葉を述べている。「國民所得の数字によつて測定しようとするもの——物質的厚生、要素支拂額、消費者財——の現行の概念そのものが、經濟分析ではつきり定義できるものになつていないから、國民所得分析にあつて政府の役割を計算するのに、ある一方が絶対に正しく、他はすべて誤りであると断定するには及ばない。本論の主たる目的は、明らかに矛盾する誤謬を避けるためにはいかなる手続きをとるべきかを示すことにある。」

二 國民所得は「一國の居住者にとつて一定の期間のうちに生産される財貨と用役の總額」として定義せられる。但し生産される財貨・用役は純生産物のみを含むものであり、またその總量は貨幣額で表される。この定義はしたがつて最終生産物の價值の合計を表わしたものであるが、この合計額は一方要素支拂額の合計に等置される。なぜなら「このような支拂なしには國民所得の意味での生産はありえないし、またこのような支拂は生産をはなれては爲されない」からである。ここに生産とは生産資源を用いる働き、あるいは犠牲、またはすくなくともその使用の許可を意味し、

要素支拂とは生産の要素に對する報酬で、賃銀・俸給・利子・賃料・利潤等の形をとる。
ここに

國民所得＝最終生産物總額

＝ 原料・半製品

という、國民所得評價を規制する準則が得られる。それと同時に國民所得評價の二つの接近法、最終生産物法と要素支拂法とが確立されたのである。この準則は形式的には次のようにして把握される。個々の企業に着目すれば、企業の販賣收入には消費者への最終生産物の販賣と、他の企業への販賣との二つの源泉がある。一方企業の支出、すなわち販賣收入の用途としては、賃銀、利潤等の要素支拂、他の企業からの購入、減價銷却の三つの方向がある。經濟システムを個々の企業の總體と見なすならば、企業間の販賣—購入は相殺されてしまうから、最終生産物概念に減價銷却を考慮するならば、最終生産物總額と要素支拂總額との恒等を示す、先の準則が得られる。

このような考え方は經濟システムを市場交換のシステムと見なす考えに基くのであり、「國民所得構造の構成要素は單一の事業取引である」という言葉にもうかがえる。^(註1)

^(註1) ヒックスは經濟システムが生産と交換との二重構造をもつことを指摘し、生産を「交換を通じて他の人々の欲望を充足する活動」と定義してゐる(J. R. Hicks, The Social Framework, Oxford, 1942, p. 22)。シャウプもまた生産と交換との二重構造に着目して上の準則を導きだしたものと云えよう。したがつて最終生産物法を國民所得の交換經濟的把握と相對立するものと見る考え方(林榮夫前掲書、九七頁)は與し難い。

三 二の準則は經濟システムの交換と生産との二重構造を示すものであり、且つ經濟システムの活動の場合を限定す
シャウプの國民所得論における政府部門の評価

るものである。國民所得概念が經濟システムの何らかの活動水準を表示するものであるかぎり、二の準則は國民所得評價をたえず規制するものでなければならぬ。しかしこのバランス表示の枠は、國民所得概念が經濟システムのいかなる活動水準の面を反映するかによつて、適宜に伸縮されるであろう。すなわちこのバランスの枠は評價の觀點如何によつて擬制的に市場交換の埒外にまで擴張されることもあるし、また市場交換の一部に限局されることもある。そこで次に、國民所得概念が何を表示しようとするものか、言いかえれば國民所得評價がいかなる觀點から爲されるのであるか、が確定されなければならない。

「國民所得は生産を測定するゆえに、それは物質的厚生の一端を示すひとつの指標として用いられる。」この言葉の意味するところは、生産量の増大が厚生を増加を示す、ということを示すのではない。上の準則に示された最終生産物は消費者の購入額で表されるものであるから、ここにいう物質的厚生とは消費者購入の大きさによつて表示されるかぎりのものと見なければならぬ。但し最終生産物には資本形成額が含まれている。これは「現在の努力に對應する効果を示さなくても、いずれは將來の消費水準の向上を約束する」ものと解することができる。^(註1)

厚生概念には種々の困難が附着しており、もし理論上の陥穽におちいらぬように努めるならば、計量可能な厚生尺度はまつたく不可能である。そこでわれわれは國民所得が厚生不完全な指標であるという常識的な見解をいちおう認めて、議論を進めなければならない。

(註1) 「國民所得は消費者に對する當年の流れというよりは、むしろ(消費のために用いられるその増加分をもふくめて)經濟力に對する純附加という意味で、厚生を部分的に示す指標である。」(シャップ前掲書一〇頁)。

四 一三において、國民所得概念が一方には生産と交換との二重構造をもつ經濟システムを反映するものとして二の準則に支えられるものであり、他方には要素支拂即(將來にわたる)消費者購入の大きさを尺度とする厚生指標である、という點を考察した。そこで問題はこのような國民所得概念に政府部門をいかに組入れるかという面に移る。經濟システムのなかで政府部門は交換經濟システムに解消しえない、異質的な働きをする。この異質的な部門をなお二の準則と矛盾しないように包攝し、最終生産物によつて表示されるのと同じの平面で、厚生指標たらしめなければならぬ。それには政府部門を質的に交換經濟システムの中に解消する擬制を工夫する方法と、量的に最終生産物の中にとり入れる工夫をする方法とがかんがえられる。後者の場合二の準則は總體についてのみ、しかも形式的に満たされるにすぎないが、なお優先的に支配していなければならない。

最終生産物のなかにとり入れる方法に従う場合には、政府部門の活動のどの部分を最終生産物と見なすが當面する問題となる。元來最終生産物あるいは中間生産物という概念は市場交換を通じて確定されたものであるから、交換のメカニズムに従わない政府部門の活動にこれらの概念をあてはめることはできない。したがつて最終生産物としての部分を充當するかをきめるには、別の準則が必要である。

この準則—シャップは作業準則という—は次のような假説の形で表わされる。

「政府がこれまで民間企業を行つてきた生産物の配給を引受けながら、その事業の物的・客觀的な性質を何ら變えることがないならば、國民所得の計算法は、前と同じ實質所得を示すようなものでなければならぬ。」^(註1)

この準則では政府部門は單に民間企業の活動を肩代りしているにすぎない。したがつて民間企業では遂行しえな^(註2)い、或いは政府部門のみの爲しうるような活動については妥當でな^(註2)い。

(註1) この作業準則は實質國民所得の總額、すなわち最終生産物に含まれる量の大きいのみ着目した判斷基準を示すものである。政府用役の質的な特殊性は全然とり入れられてはいない。

(註2) この準則は政府活動を消極的に解釋したものである。ここでは政府生産物(乃至用役)が、最終的には個人の欲望充足に充てられる民間生産物と同一に考えられている。政府の無償用役のなかには、もしこれを民間企業に移した場合消費者が購入しなくなるようなものもある。このような政府生産物の獨自性は扱われていない。シャップの所論は政府部門のとりあつかい全體を通じて、ヒックスのいわゆる社會的欲望の充足というような、政府用役の積極性をとり上げていない。社會的欲望の充足に該當するような一般目的用政府用役についても、「このような一般目的用役に對する支出が他國より少く、しかも同じ成果を擧げることができる國は、おそらくその程度まで物質的厚生の意味ではより良好な状態にある。」というような消極的解釋が支配的なのである。

五 以上の準則を一面に豫想して、政府生産物(用役)を三つの範疇に分類する。すなわち消費者向け用役、企業向け用役ならびに一般目的用役である。

消費者向け用役は消費者の支出の一部を免かれしめるものである。

企業向け用役は企業の負擔すべき費用を政府が無償で與えるもので、これによつて企業の經營費を減少することができる。

一般目的用役は民間經濟部門にこれに相當するものなく、前二者の範疇に屬さない。この用役は政府にしてはじめて與えることのできる獨自の範疇である。

三つの用役のうちで、四の作業準則を適用できるのは初めの二つの用役についてである。この二つの用役に四の準

則をあてはめれば、消費者向け用役は最終生産物の範疇に包攝することができ、企業向け用役は中間生産物と同様のとりあつかいが可能となる。(註1) 但し要素報酬を税込で算定するか、税引によるかによつてそのとりあつかい方には具體的な相違はある。そこで政府のこれら用役を含む國民所得の評價法は次の準則の形で表わされる。

要素支拂法による場合—税込

税込要素支拂總額—企業向け用役額

要素支拂法による場合—税引

税引要素支拂總額+消費者向け用役額

最終生産物法による場合

民間最終生産物總額+消費者向け用役額

これによつて政府部門が經濟システムにおいて全く中立的な位置を占める場合の、政府生産物の評價準則が確定したわけである。二の準則はここでも貫かれてゐる。すなわちいずれの方法によつても、この三つの總額はつねに相等し。

第三の一般目的向け用役については、これを積極的に物質的厚生の附加とかがえるか、消極的に物質的厚生維持のための失費とかがえるかによつて、そのとりあつかいが異つてくる。ここでは消極的に解し、一般目的向け用役支出が經濟的不利益を反映するものと見なす。もし一般目的用役のために餘分の租税が課されるとすれば、それによつて消費者に戻される消費者向け用役は生じないのであるから、税引要素支拂法と生産物法とによる國民所得の總額はそれだけ減少する。しかし一方企業向け用役も生じないのであるから、税込要素支拂法では他の二方法によるよ

りも、一般目的用役支出をまかなつた租税分だけ相對的に國民所得が過大評價されている。したがつて三方法による評價が恒等であるためには、税込要素支拂法では一般目的用役額が控除されなければならない。すなわち
税込要素支拂法による場合

税込要素支拂法による場合

一 一般目的用役額

と書き改められねばならぬ。

(註1) シヤップはこれを單純な説例によつて證示している。今ABCを三つの企業とし、A'B'G'をそれぞれの企業の雇人とする。各企業は二〇〇弗の消費財を生産販賣し、その賣上を利潤一〇〇弗、雇人報酬一〇〇弗に分配する。雇主、雇人はいずれも所得金額を他企業の消費財の同額ずつの購入に充てる。總賣上高は六〇〇弗で、賃銀、利潤はそれぞれ總額三〇〇弗ずつである。今AとA'とが政府となつたと假定する。前と同じ生産状態を持續するならば、政府生産物(消費者向け用役)は二〇〇弗相當額の無償用役である。實質的には經濟活動は何ら變容しないから、國民所得は民間(B'G'企業)生産物四〇〇弗と政府(A'企業)生産物二〇〇弗との合計で表わせば、前と同額六〇〇弗と評價される。政府の無償用役をまかなう財政方法のとりあつかいがいかようであつても、國民所得額はこの額と一致していなければならない。もしB'G'に一律に五〇弗の租税をかければ、要素支拂を税込で合計すれば依然六〇〇弗であるが、税引で合計するときには、民間二〇〇弗、政府部門二〇〇弗、計四〇〇弗で、消費者向け用役二〇〇弗を加算してはじめて前と同額の國民所得が得られる。

次に雇人A'B'G'が政府部門を構成するものと假定しよう。政府の用役は無償でABC企業に供給され、政府部門A'B'G'の俸給は租税でまかなわれるものとする。政府の用役は従來民間企業の雇人が行つていたものを肩代りしたにすぎないのであるから、經濟システムの活動は實質的には變容を蒙つていない。したがつて國民所得は六〇〇弗であるべきで、従來と同じ民間企業の最終

生産物六〇〇弗がこれに相當する。政府の用役は最終生産物に加えられない。しかし税込要素報酬額は企業の利潤六〇〇弗、政府部門の俸給三〇〇弗、計九〇〇弗であるから、これから企業向け用役三〇〇弗を控除して六〇〇弗にしなければならぬ。税引要素報酬額は、租税が六人に對し一律に五〇弗ずつと假定するから、税引利潤四五〇弗、税引俸給一五〇弗、計六〇〇弗となり、企業向け用役の控除を要しない。

これらの説例では租税轉嫁の現象がまだ考慮されていないが、これを考慮に入れても五の準則が妥當することを、やはり簡單な説例でシヤップは示している。

六 政府用役はその荷う効果が向けられる對象如何によつて三つの範疇を區別することができた。しかしこれら用役を與える政府支出の形態は種々あつて、直接財貨または用役を提供することもあれば、貨幣支出によつて間接にこれら用役の支配權を提供することもある。また以上三つの用役のいずれをも提供しないような政府支出もある。

政府の支出には資本としての性質をもつものがある。こういう支出は資本化されて、投資年度に經費金額に等しい實質所得が産出されたものと見なし、最終生産物に含ましめることができる。資本資産の生産に要した費用は税引要素支拂ならびに最終生産物總額に加算される。消費者向け用役の流れを提供する資産については、その減價は税引要素支拂では政府の負の要素支拂として控除し、生産物法では政府の負の投資として控除するとともに、同額だけ消費者向け用役として加算される。企業向け用役の流れを提供する資産の減價については、生産物法と税引要素支拂とは負の項目として記入され、税込要素支拂では企業向け用役として控除される。一般目的向け用役の流れを提供する資産については、これに對應して國民所得に何の利益をもたらず項目がないのであるから、支出と同時に金額を銷却してしまい、支出年度の純増加分も、後年の負の増分も零とした方がよい。

移轉支拂は政府支出の代償として何の用役も提供しない。生産物法でも税込要素支拂でも無視しうる。税引要素支拂の場合は移轉支拂額を加算する。

補助金は貨幣で與えられる企業向け用役と見なして、それと同等のとりあつかいをする。消費者に支拂われる分は移轉支拂と見なす。

ここに上げた政府諸支出はいずれも四の準則で律することの困難なものであり、その評價は二の準則の形式的充足を追うことに終始しなければならない。

七 これまで物質的厚生指標として、實質國民所得總額のみが問題となつた。政府部門の評價さへその實質的な要素はすべて捨象して、ただ交換經濟の表示としての二の準則と矛盾しないような、形式的な仕方であつた。事實はたとえ政府部門が四の作業準則を充すような經濟活動にのみ限局されている場合でも、政府部門の存在によつて、國民所得の生産を荷う個々の生産要素の相對的地位は變化を蒙つていたのである。すなわち政府部門の存在が所得の強制的再分配の効果を及ぼすのである。たとえばA・B二人の生産要素の税込報酬がそれぞれ五〇、一五〇(弗)であり、税引報酬と政府の消費者向け用役との和はいずれも一〇〇(弗)になつたとする。完全競争を前提とすれば、初めの税込要素報酬は「市場は各生産要素に對し、消費者の欲望を充すためにそれが役に立つ能力に對して、幾許を支拂う意志があるか」を示す大いさである。この場合市場はBの與える用役に對し、Aの與える用役の三倍を進んで拂おうとするものであることが示されている。ところが他方各人が利用可能な經濟資源の支配權について見ると、BはAと同額しか受けとつていないのである。

「國民所得分析に政府を考慮することによつて、これまで假定されていた生産物の市場價值と生産要素供給者が受取つて消費または貯蓄にあてる要素支拂額との恒等性が破壊される。」明かに政府部門の活動は交換經濟妥當の準則に矛盾するものである。二の準則はこの意味でただ總體として形式的にのみ維持せられるにすぎない。それは國民所得の評價に對する形式的規格に變つているのである。

政府部門が國民所得のなかに占める地位は、財政が國民所得の分配状態に及ぼす効果を捉えるのでなければ確定しえない。ここでは最後に、この効果確定の一階程である租稅轉嫁の態様を簡単な説例について示すに止める。

八 若干の概念の定義からはじめよう。政府支出と租稅とを結合してこれを「財政措置」と稱する。租稅と支出、租稅と債務償還、債務償還と政府支出の減少等のように、兩面をそなえている財政變化の、單一の組合せのことを財政措置といふのであるが、ここではもつぱら租稅—政府支出の變化を呼稱する。

財政措置が經濟システムの所得分配状態に及ぼす効果をみる場合、「中立的」財政措置が判断基準とされる。財政措置が及ぼす直接の効果によるにせよ、または政府の恩惠の移轉や租稅の轉嫁のような間接の效果を通してにせよ、各個人の國民所得分配の相對的割合が財政措置の行われる以前と同一である場合、このような財政措置は「中立的」であるといわれる。この中立的という語には價值判断が含まれてはいない。

租稅の轉嫁には「形式的」轉嫁と「實質的」轉嫁とがある。形式的轉嫁とは財政措置の中立性を維持しつつ租稅が轉嫁されることをいう。これに對立する實質的轉嫁というのは、轉嫁前と轉嫁後において各個人の所得分配の相對的割合が變化するような場合である。言いかえればすくなくとも一個人の所得分配が變化するような轉嫁であ

る。國民所得總額が不變であれば、すくなくとも二個人の分配分は變化したことになるであろう。

さらにこの各々の轉嫁概念について、「完全」、「不完全」の區別を設けることができる。完全乃至不完全實質轉嫁とは、個々人の實質所得（政府用役を含む）状態について云われるものである。完全轉嫁とは轉嫁後の實質所得が、免稅された場合の實質所得（政府用役を含む）と同額であるような轉嫁である。もし實質國民所得總額が不變ならば、納稅者の所得分配分の割合は免稅された場合の比率に相等しい。不完全轉嫁とは轉嫁前よりは納稅者の實質所得は増加するが、完全轉嫁のときのそれには達しない場合である。完全轉嫁は轉嫁による所得増加の上限とかがえることができよう。

これに對し形式轉嫁における完全・不完全の概念はまったく形式的な區別にすぎない。形式轉嫁における完全轉嫁というのは、納稅後の貨幣所得が免稅された場合（あるいは財政措置前といつても差支えない）の貨幣所得額と等しいような轉嫁をいう。もちろん兩者の實質額は相異なるのであつて、形式轉嫁が完全であるのはあらゆる價格の100パーセント騰貴を要するから、物價水準には倍のひらきがある。不完全轉嫁というのは100パーセント未滿の價格騰貴を伴い、納稅後の貨幣所得は免稅された場合の貨幣所得には達しないような場合である。

九 五の註で述べた説例について實質轉嫁現象を説明する。

(一) 要素價格のみが變化する場合 B企業の傭人Bが賃銀100弗を150弗に引上げて、50弗の租稅を完全轉嫁するものとする。Bは生産物價格を上げることができず、利潤は50弗、稅引利潤は零となる。Bの稅引所得は依然100弗である。轉嫁前のBの所得は100弗（稅引要素支拂50弗+政府用役50弗）で、國民所得600弗の1/6

であつたのが、轉嫁後の所得は稅引要素支拂100弗+政府用役50弗、計150弗で國民所得の1/4の分前に與るようになった。この場合中立的財政措置が轉嫁によつて非中立的となつたのである。

ごくわずかな不完全轉嫁によつてさえ、Bの地位は實質的に向上する。

(二) 生産物、生産要素双方の價格が變化する場合 Bが賣上高の減少を蒙らずに、賣價を引上げて50弗の租稅を完全轉嫁するものとする。他の者は同じ要素支拂を受け、同じ價格で品物を賣る。Bは生産價格を25パーセント引上げて250弗の賣上を得、租稅を完全轉嫁する、すなわち250弗のうちから賃銀100弗と租稅50弗を支拂つた後に100弗の稅引要素支拂を受取る。租稅免除の場合Bの所得割合は1/4であるから、完全轉嫁が行われた現在の割合も1/4でなくてはならない。ところが實際はBの生産物の價格騰貴のため、轉嫁後のBの分配分の割合は1/5で、1/4より若干小である。しかしBは自己生産物を買わないのであるから、このような算定法はBの實質的地位を反映してははいない。そこで完全實質轉嫁は、「その價格變化の結果納稅者が租稅を免除され、そのため他の者にかかつてきた餘分の租稅がまったく轉嫁されなかつたとした場合と同じ割合だけ、自分以外の民間產出物を購入し、また政府用役を受取るような」價格の變化をいうものと定義しなおされる。

(三) 生産物價格の變化により、賣上量が變化する場合 前の例でもしB、Cの生産物が競争財であるなら、Bの賣上の減少とCの賣上の増加とが豫想される。そこで従來はABCともに200單位の生産物を賣つていたのが、Bは150單位を生産して133弗で賣り、Cは250單位を價格1弗で賣るようになったと假定する。轉嫁前の國民所得は600弗であるが、轉嫁後のそれは650弗（A...200弗, B...1.33×150=200弗, C...1×250=250弗）である。このようなモデルで問題となるのは實質國民所得の相對的變化を測定することである。しかしこの問題は「社

會所得評價論」としてしばしば論議の對象となつた國民所得理論上の核心であるから、ここで觸れることはできない。ただ個々の消費者について云えば、A、A'、CおよびC'はBの生産物をそれぞれ \$S_1\$ 單位（150の四分の一）しか購入できないから前より悪い状態となり、BはCから100單位買えるようになったのであるから前より良好な状態になつた。Bの生産物を購入しないB'の地位は不変である。

次に形式的轉嫁の簡単なモデルを考察する。この場合には所得税率を一定とし、これを50パーセントとする。B'はBに轉嫁し、B、Cは生産物價格を引上げて消費者に轉嫁する。完全轉嫁を前提とするば、納税後の貨幣所得が税を負担しない場合の貨幣所得100弗に等しくなるまで轉嫁が行われる。したがつて納税前の貨幣所得が200弗になれば、50パーセントの租税100弗を拂つて納税後の貨幣所得が丁度200弗となる。價格水準はしたがつて100パーセントの騰貴となる。納税前貨幣所得はA、A'、B、B'、C'一様に200弗、納税後の貨幣所得（政府用役を含む）も一様に200弗で、各人の國民所得分配分の割合に變化はない。この例では財政措置は中立的である。

10 國民所得における政府部門の地位を確定するには、第一に政府部門の評価をいかに定めるかが主要な問題である。それには評價規準をどう定めるか、すなわち經濟システム全體を場として、そこにおける活動水準を一定の觀點から総合的に反映させる國民所得の中に矛盾なく包攝させる評價規準の設定が決定的なものとなる。ここに主として見てきたところもシャウプのこの評價規準の定め方であつた。第二にはこのようにして評價された政府部門が國民所得中に占める大いさを測定することが問題となる。この場合には、經濟システムにおける政府活動の獨自性が一定の觀點から國民所得という評價體系のなかに反映されてこなければならぬ。この反映される政府活動は市場交換のシ

ステムにおいては異質的な強制的再分配という觀點から見られたものであつて、この觀點からする政府活動が所得分配の相對的變化を通じて實質國民所得の變化の方向とその大いさに及ぼす効果が判定されなければならない。シャウプの租税轉嫁のモデルはこの問題への接近の第一歩と見なしうるのであるが、それはまだ問題の所在を示すにすぎない段階のものである。